

令和8年度岡山県 SNS 伴走支援事業 業務仕様書

1 業務名

令和8年度岡山県 SNS 伴走支援事業業務

2 業務の目的及び概要

本県では、県政情報のほか、高品質な農林水産物、豊かな自然、伝統文化等の魅力を広報するために、様々な SNS を活用した情報発信に取り組んでいる。一方で、媒体ごとにフォロワー数やリーチ数、エンゲージメント率の伸び悩みといった課題がある。

については、本県 SNS に関する投稿コンテンツの制作方法やアカウントの運用設計・戦略等について外部の専門家を活用した運用支援を実施することにより、各 SNS の特性を踏まえながら、10～40 代の若年層をメインターゲットとして、届けたい相手に県政情報等を届けられるよう、情報発信の強化に取り組む。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日

4 委託限度額

10,021,000 円（消費税及び地方消費税の額 911,000 円）

5 業務内容

上記2を達成するために、次の（1）～（7）の業務について、県と十分協議の上、実施すること。

（1）LINE の運用支援

岡山県公聴広報課では LINE ヤフー株式会社が提供する「LINE 公式アカウント」の「地方公共団体プラン」を利用し、県公式 LINE「晴れの国 岡山」を運用している。このプラン内において次のとおりの業務を実施すること。

ア セグメント配信の設定

年齢や性別などの属性情報や過去の配信結果などから作成した「オーディエンス」を使って配信先を絞り込み、「友だち」に合わせた配信ができるようにすること。

「オーディエンス」の作成に際しては、リッチメニューを改善することとし、画像素材の作成にも対応すること。

配信先の絞り込み等については、「オーディエンス」機能以外の外部ツールなどを使用することは妨げないが、次年度以降のランニングコストがかからないようにすること。

イ 運用支援

メッセージ配信に当たっては、その内容や配信先の絞り込み方、配信頻度など、

効率的・効果的な情報発信となるように助言を行い、メッセージ配信後も、開封率やブロック率などを分析し、次回の配信に向けて改善を図っていくこと。

また、月1回程度、OJT形式で、県職員とともに配信設定や分析を行うこととする。

ウ LINE 広告（友だち追加）の実施

友だち追加広告を実施すること。広告実施にかかる画像素材や広告文等は委託事業者で用意し、運用費や管理費等を除く広告配信費 1,320,000 円（税込み）は委託費に含むものとする。広告配信の詳細は、県と協議のもと進めていくが、令和8年6月1日までに配信を開始すること。

エ 友だち定着企画

ウで実施する友だち追加の取組と並行して、友だちからのブロックやフォロー解除など追加後の離脱を防ぐための施策を講じること。

（2）TikTok の運用支援

県内外に向けた県政情報の発信を目的に岡山県公聴広報課で運用している TikTok アカウント「岡山県」(@okayama_pref) に関して、効果的な情報発信や職員の運用力向上のため、受け手を意識した投稿制作（企画、スケジュール、撮影方法等）の提案助言や、アカウントの戦略立案・分析等による計画的なサポートによる支援を行うこと。なお、今後の継続的な運用を考慮し、県職員による投稿・運用を基本とする。

（3）広告配信

次のア～オのとおり業務を実施すること。

ア SNS 中心の広告配信

月1、2回程度、公聴広報課の SNS アカウントで広告配信を行うこと。一回に広報する内容は1テーマとし、テーマごとに LINE、Facebook、X、Instagram、TikTok のいずれかの媒体で実施するものとする。

なお、投稿文や投稿用の画像等は県において用意する（リサイズも県が行う）。

イ 動画中心の広告配信

年に6テーマ程度、公聴広報課が別途制作する動画または静止画を用いた広告配信を行うこと。Facebook、X、Instagram、TikTok、YouTube、Google など動画を使って広告配信ができるいずれの媒体でも対応し、1テーマで複数の媒体を使って広告を配信するものとする。

ウ 配信設定と分析

配信期間やターゲット、媒体、金額などの配信計画は、広報する内容に応じて、県と協議のもと決定すること。ただし、運用費等を除く広告配信費 3,740,000 円（税込み）は委託費に含むものとする。

アについては年間6テーマ程度、イについては全てのテーマにおいて、配信の最適化のための KPI を設定し、その KPI を改善するように運用を行い、広告の管理画面

上の結果だけでなく、ランディングページ上での行動についても、可能な限り計測し、報告すること。

エ 留意事項

別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載のある内容に関しては、当該留意事項に従い、広告運用管理を実施すること

(4) Instagram の運用支援

ア Instagram 運用相談窓口の設置

Instagram を活用した情報発信を実施する課室を対象に、アカウント運用に係る総合相談窓口を設置すること。相談対応に当たっては、次の①～⑤の内容を網羅すること。

- ① 実施回数は、委託期間中の各月2日以上を目安とし、1回当たり30分以上の時間を確保すること。
- ② 実施方法は、対面又はオンラインとする。オンラインの場合、必要となるWEB会議システムの導入・手配は受託者が対応すること。
- ③ 各課のアカウント運用に係る課題や疑問に対し、具体的で発展性のある改善提案や助言を行うこと。
- ④ 窓口相談のほか、迅速な回答が求められる事項に対しては電話・メール等により適宜柔軟に対応すること。
- ⑤ 相談対応は下記イのアドバイザーによる対応を基本とするが、必要に応じて受託者も同席する等サポートすること。

イ アドバイザーの手配

上記アの相談に対応するアドバイザーを手配すること。その際、アドバイザーは、アカウントの分析や投稿をより多くの人に届けるための工夫、炎上対策等 Instagram 運用に必要な知識や写真・動画撮影等の実践的な技術を有し、幅広いテーマ・ジャンルの行政アカウントへ具体的な改善の提案・助言が行える能力を持った人物を選定すること。ただし、1名での対応が難しい場合には、複数名での対応も可とする。なお、アドバイザーに係る報酬、交通費等の費用は見積もりに含めること。

ウ 県職員によるアカウント運用の支援

主に県外向けイメージアップを目的に岡山県公聴広報課で運用している Instagram アカウント「岡山県【公式アカウント】」(@okayamapref_japan) に関して、職員の運用力向上のため、より受け手を意識した記事制作（企画、投稿スケジュール、写真、リール動画等）の提案・助言やアカウントの戦略立案・分析等による計画的なサポートを行うこと。必要に応じて、投稿に係る写真素材等の提供を求める場合があるので、その際は対応すること。

なお、今後の継続的な運用を考慮し、県職員による投稿・運用を基本とする。

また、受託者及びアドバイザーは、公聴広報課アカウントの運用等に関する相談に適宜対応すること。

(5) 打ち合わせの実施

受託者は、本業務の進捗状況の報告及び今後の業務の進め方の協議、投稿のため、県と月1回程度の定期的な打ち合わせを実施すること。

(6) 独自提案

上記(1)～(5)の他、本業務の目的を達成するために有効なその他の提案も差し支えない。なお、その場合の経費についても委託金額内に含むものとする。

(7) KPI の設定

受託者は、本事業の受託後速やかに、上記「2業務の目的及び概要」を踏まえたKPIと目標達成計画を岡山県と協議の上決定し、受託期間中は達成に向けた施策を講じること。

なお、KPIについては、業務内容を踏まえ、①LINE、②TikTok、③広告配信、④Instagramの各項目に設定すること。

7 業務の実施体制

- (1) 実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認など、事業の円滑な実施等の為に、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に処理できる総括責任者を置くこと。
- (2) 本業務の実施に関する担当者を1名以上配置すること。ただし、専任である必要はなく、総括責任者との兼務は妨げない。

8 実績報告及び成果物

(1) マニュアルの作成

上記5(1)ア、イで実施する、LINEアカウントにおけるセグメント配信の設定や運用支援について、事業終了後も県職員のみで実践できるように、マニュアルを作成すること。

令和8年12月1日までに作成することとし、県が修正を依頼する場合は対応すること。

(2) 打ち合わせ時の議事録

上記5(5)に規定する県との打ち合わせを実施した場合は、議事録を作成し県へ提出すること。

(3) 広告配信実績

本事業において広告配信をした場合は、広告ごとに配信終了後1か月以内に、配信結果、考察、次回への助言をまとめた配信レポートを提出すること。当該レポートの作成に当たっては、結果を踏まえて、論理的な記載方法で作成すること。なお、県が再度修正を依頼する場合もあるので、その際は対応すること。

(4) 業務完了報告書

本業務完了後、速やかに業務の実施内容や効果検証、次年度への助言等を取りまとめ、業務完了報告書及び精算書（業務に要した経費の内訳がわかるもの）を任意様式で作成し、提出すること。（紙媒体1部、電子データ一式）

なお、効果検証は、検証に用いた数値等も踏まえ、定量・定性の両面から発展性をもって実施し、今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

9 納品場所

岡山県総合政策局公聴広報課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

E-mail : kocho@pref.okayama.lg.jp

10 契約の条件

受託者は、本業務の実施に当たり、次の条件を遵守すること。

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得なければならない。
- (2) 本業務の実施に当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他不随する業務全般について、委託料の範囲内で実施すること。
- (3) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (4) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。なお、業務完了後、会計検査への対応等が生ずる場合がある。
- (5) 提案の内容、回数等が技術提案書の内容と著しく異なる場合は、当該部分に係る全部又は一部の対価を支払わないことがあるので、あらかじめ留意すること。

11 著作権等

- (1) 本業務で得られた成果は県に帰属するものとする。
- (2) 本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (3) 本業務で制作した成果品のすべての著作権（著作権第27条及び第28条の権利を含む。）（特許権および実用新案権（特許または実用新案を受ける権利を含む。）を除く。）

く。)は、原則として、すべて岡山県に帰属するものとする。

- (4) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

12 その他

- (1) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、県と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること
- (2) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (3) 本事業の実施に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (4) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること
- (5) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。